

奥多摩町関連施設等に対する感染予防対策指針【初版・令和2年5月27日】
（東京都感染拡大防止ガイドライン抜粋）

奥多摩町新型コロナウイルス感染症対策本部

1 感染予防ポイント～「新しい日常」～

- (1) 手洗いの徹底・マスクの着用
- (2) 1 mなしは2 mの距離を保つ・ソーシャルディスタンス
- (3) 「3つの密」（密閉・密集・密接）を避ける行動

2 感染予防対策の概要

(1) 利用者向け対策

○来館時等における対策

- ① 来館者の列は間隔（できるだけ2 m）を空ける。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を防ぐ ※混雑時要対応
- ② 来館者にマスク着用の徹底などの周知を図る（マスクを着用していない方に対してはマスクの配布などに努める）
- ③ 非接触型機器などを活用し来館者を検温し、発熱者に対しては入館を制限する
- ④ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設については、3密（密閉、密集、密接）にならないよう来館者数の制限に十分留意する）
- ⑤ 入口や施設内各所に消毒備品等を設置し、来館者の手洗いや手指消毒、靴底消毒の徹底を図る

○施設内における対策

- ① 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔（できるだけ2 m）を確保する
- ② 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜周知する
- ③ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなものをこまめに消毒・洗浄する
- ④ 利用者や来館者等に対する紙やチラシ類などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ⑤ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

(2) 職員向け対策

○職員の体調管理等

- ① 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ② 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ③ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

○業務中における対策

- ① 職員に対して、勤務中のマスク着用を促すとともに、各所に消毒備品等を設置し、手洗いや手指消毒を徹底させる
- ② 職員間で、できるだけ2 mの距離を保てるよう、人員配置に配慮する
- ③ 扉や窓などを開けたうえで、扇風機やサーキュレーター等を外部に向けて使用するなど、建物や施設内の定期的な換気を行う

○更衣室・休憩時等における対策

- ① 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ② 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ③ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ④ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

(3) 施設環境整備

○窓口等

- ① 窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ② 窓口前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ③ 非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

○トイレ

- ① 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ② ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ③ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

○ごみの廃棄

- ① 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する
- ② ごみを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

○清掃・消毒

- ① 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、それぞれの器具類にあう消毒液等を用いてこまめに清掃・消毒を行う

(4) 感染者発生時に向けた対応

- ① 万が一、感染者や感染の疑いがある者が発生した場合に速やかに対応できるよう、所轄の保健所との連絡体制を事前に整える
- ② 濃厚接触者や施設来館者等に対して、後日連絡や情報提供できるよう、氏名・連絡先（電話番号・メールアドレス）等について、来場者の把握に努める
- ③ 入手した個人情報については、目的外の使用を行わないことや一定期間経過後に削除することを徹底する

【町対策本部による町関連施設の感染予防対策への支援】

- ① 職員・来館者用マスクの配布
- ② 消毒液の配布
- ③ 非接触型体温計の貸し出し